

第90号議案

町田市立博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年(2011年)12月1日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市立博物館条例の一部を改正する条例

町田市立博物館条例（昭和48年3月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「次の」を「、次に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「および陳列」を「及び展示」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第8条を第11条とし、第4条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の3条を加える。

（観覧料）

第4条 博物館に展示されている資料を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が指定した資料の観覧料は、無料とすることができます。

（観覧料の不還付）

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（観覧料の免除）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

観覧料	1人につき1,000円の範囲内で市長が定める額
-----	-------------------------

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

町田市立博物館条例新旧対照表

_____部分は改正部分

改正後	改正前
(事業) 第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、 <u>次に掲げる事業を行なう。</u> (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。 (2)・(3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業</u>	(事業) 第3条 博物館は、前条の目的を達成するため <u>次の事業を行なう。</u> (1) 資料の収集、保管 <u>および陳列</u> に関すること。 (2)・(3) 略 (4) <u>前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業</u>
<u>(観覧料)</u> 第4条 博物館に展示されている資料を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が指定した資料の観覧料は、無料とすることができる。 <u>(観覧料の不還付)</u>	
<u>第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(観覧料の免除)</u>	
<u>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</u> (運営委員会)	(運営委員会)
<u>第7条 略</u> (入館の制限)	<u>第4条 略</u> (入館の制限)
<u>第8条 略</u> (資料の特別利用)	<u>第5条 略</u> (資料の特別利用)
<u>第9条 略</u> (職員)	<u>第6条 略</u> (職員)
<u>第10条 略</u> (委任)	<u>第7条 略</u> (委任)
<u>第11条 略</u>	<u>第8条 略</u>

町田市立博物館条例新旧対照表（改正後）

 部分は改正部分

別表(第4条関係)

観覧料	1人につき1,000円の範囲内で市長が定める額
-----	-------------------------